

最高裁秘書第2678号

令和元年5月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2435号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年11月18日付け総務局第一課長事務連絡「裁判事務に関連して最高裁判所へ報告を要する事項及び外部機関へ通知等を要する事項について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

平成27年11月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

裁判事務に関連して最高裁判所へ報告を要する事項及び外

部機関へ通知等を要する事項について（事務連絡）

最近、最高裁へ速やかに報告することとなっている事項について、当該報告を失念し、報告がなされないまま相当期間が経過した後、外部から指摘を受けて、遅れて報告がなされるといった事例や、外部機関へ通知を要するにもかかわらず、当該通知が行われていないといった事例が見られます。

これらの事例からは、報告や通知等の根拠となっている規則、通達等が担当者に認識されていないという状況が推認されます。

そこで、裁判事務に関連して、最高裁判所へ報告を要する事項及び外部機関へ通知等を要する事項のうち、規則、通達等に根拠があるものについて、一覧表を作成し、J・NETポータル（「最高裁各局課等からのお知らせ」及び「規則集等データベースⅡ」）に掲載しましたので、執務の参考にしてください。

なお、実際の執務を行うに当たっては、同一覧表のみを参考にするのではなく、常に各事務の根拠となる規則、通達といった関係法令を確認するようにしてください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。